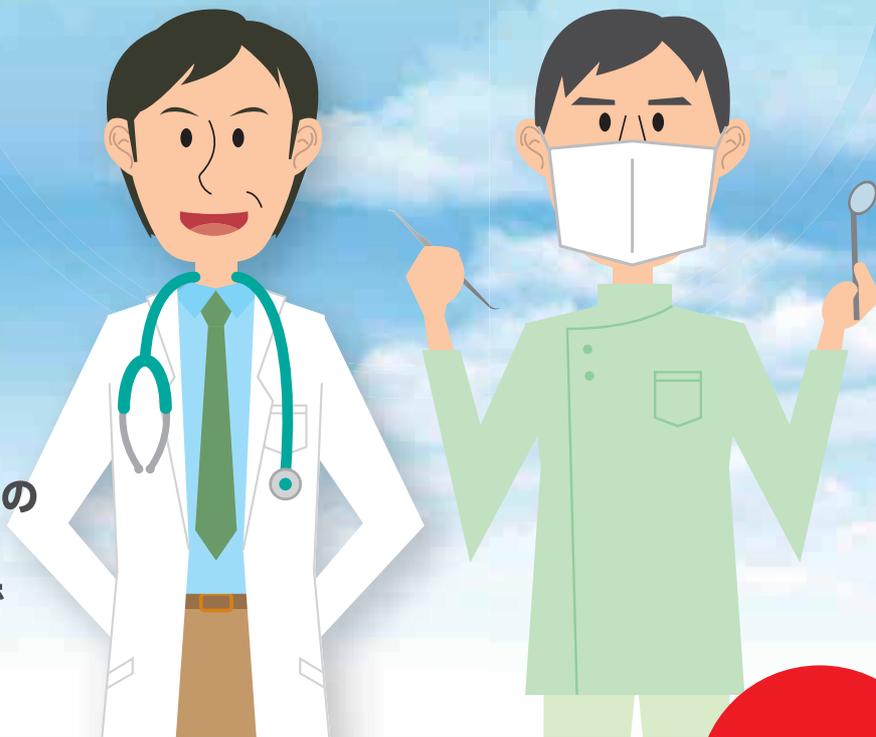


入院は1日分でも給付対象

医師・歯科医師のための
(勤務医も申込できます)

開業医共済 休業保障制度

病気やケガによる
休業時の
復業支援のための
共済制度です。
法的認可と専門家の
協力を得て、
充実した保障で
医業を守ります。



入院は1日分でも
給付対象なのが
嬉しいですね



例えば、

病気や
ケガにより
30日間
休業した
とき…

8口契約の場合
(40歳・月額16,000円)

にお支払いする共済金合計



入院
休業

初日からお支払い

1,920,000円



自宅
休業

5日目からお支払い(最初の4日間は免責)

1,440,000円

開業医共済協同組合

●お申し込み、お問い合わせは下記取扱代理店へ

〒380-0928 長野県長野市若里1-5-26 長野県保険医会館
Tel (026) 217-6600 Fax (026) 217-6627

共済規程 認可番号 関厚発0331 第72号

開業医共済休業保障制度のあらまし



1

入院は1日でも給付。
自宅療養は勿論、
代診をおいても給付。

土・日・祝日、医療機関の
休診日も給付対象。

5
つ
の
特
徴

安心して
お勧め
できる

2

**既往症があり
服薬中の方でも**
一定の条件下で
契約できます。

医師の診査はなく書面での告知で
申込できます。

3

所得補償保険や他の
制度に加入されていても、
関係なく給付
されます。

開業医共済休業保障は、
他の保険・共済等の加入や受給に
関わりなく給付されます。

5

法人契約ができます。
掛金は損金に。

特約により法人契約ができ、
共済掛金は損金と
なります。

4

**介護医療保険料
控除対象**
の制度です。

共済掛金は、介護医療保険料控除の
対象となります。
控除証明書を発行します。

保障内容

「休業」とは…

被共済者が共済期間の初日以後の傷病により第三者の医師による診療を受け、就業不能になったため業務(病院または診療所の管理者としての執務行為を含む)を完全に休むことをいいます。

	入院休業	自宅休業	給付期間	支払要件
傷病給付金	1口につき 8,000円 初日から	1口につき 6,000円 5日以上の休業の場合に 5日から	1休業180日。通算500日まで。 復業後の増悪の場合は再休業と みなし、通算規定を適用。 但し、精神疾患に係る場合は 通算180日。	共済期間の初日以降の傷 害及び初日から3ヶ月以降 に発病した疾病で入院休業 は初日から、自宅休業は連 続5日以上休業した場合。
弔慰給付金・ 高度障害給付金	1口につき 50万円			共済期間の初日以降の 傷病による場合
責任開始日	共済始期からの事故・ケガでの休業を保障		以降発病の疾病での休業も保障	
	<input type="checkbox"/> 第1次	8月1日 (申込締切5月末)	→	11月1日
	<input type="checkbox"/> 第2次	12月1日 (申込締切9月末)	→	3月1日
	<input type="checkbox"/> 第3次	4月1日 (申込締切1月末)	→	7月1日
ご注意	新規・増口加入にあたって、①8/1~10/31、②12/1~2/28、③4/1~6/30の期間内に発病原因で休業した場合は、同期間ならびに①11/1 (②3/1、③7/1)以降も傷病給付金は給付されませんのでご了承下さい。			
契約・保障期間	契約期間は1年です。お申出のない限り、8月1日に自動更新します 保障期間は満75歳に達した後に到来する8月1日の前日までです ※但し、満期日前から継続して休業している場合、満期日以後の休業については1休業180日かつ通算500日を限度として共済期間中の休業とみなします。			

本制度では共済金をお支払いできない場合があります。

共済金をお支払いできない場合

① 約款に定める支払い事由に該当しない場合 ② 重要事項説明書等の「注意喚起情報のご説明」2~5の場合

病気やケガによる休業に備える **共済** です

申込要件

以下の全ての項目を満たしている保険医は共済契約申込ができます

1

青森・福島・新潟・福井・
長野・鳥取・岡山・山口・
大分県の
保険医協会・医会の会員

2

本制度共済約款に同意できる開業
医共済組合員及び組合員の医療
機関に勤務する医師・歯科医師。

(組合加入には、開業医の方は1口5,000円以上の出資
金、勤務医の方は2,000円の賛助金が必要です)

3

被共済者は、新規契約締結時に
いて健康で、医療機関で週5日
以上かつ週27時間以上業務に従事
している65歳未満の保険医です。
但し、継続契約の場合は74歳まで対象となります。

※ただし、「悪性腫瘍」「特定疾患」「精神疾患」については、当該疾病が治癒後5年以上経過していない場合はお引き受け出来ないことを予めご了承下さい。

申込口数

	新・増口 加入年齢	通算限度 口数	継続可の 年齢	収入による 継続可の年齢
① 個人立医療機関の管理者及び 法人医療機関の理事長または管理者 ^{*1}	<input type="checkbox"/> ~54歳	8口まで	~59歳 ^{*2}	~64歳 ^{*4}
	<input type="checkbox"/> ~59歳	5口まで	~69歳 ^{*3}	
	<input type="checkbox"/> ~64歳	3口まで	~74歳	
② 診療所を共同経営している場合 (親族関係である場合を除く)	<input type="checkbox"/> ~59歳	5口まで	~69歳 ^{*3}	
	<input type="checkbox"/> ~64歳	3口まで	~74歳	
③ 勤務医の場合(上記①②以外)	<input type="checkbox"/> ~64歳	3口まで	~74歳	

※1…但し、被雇用の理事長又は管理者を除きます。また1医療機関で複数の親族が診療している場合、1医療機関につき1名を限度とします。

※2…6口以上加入の方は、満60歳に到達した後に到来する8月1日に5口に減額となります。但し、収入による継続可の方は64歳まで8口ご加入頂けます^(※4)

※3…4口以上の加入の方は、満70歳に到達した後に到来する8月1日に3口に減額となります。

※4…医業収入が当組合の定める規定を満たす場合、8口で64歳までの継続契約ができます。但し、6口以上の方は満65歳に到達した後に到来する8月1日に5口に減口、さらに満70歳に到達した後に到来する8月1日に3口に減口となります。

掛金一覧表

※更新時の年齢により、掛金は変更となります

共済協同組合だからできる
この掛金

掛金(月額) 年齢区分は満年齢です	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口
~39歳	1,900円	3,800円	5,700円	7,600円	9,500円	11,400円	13,300円	15,200円
40~49歳	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円
50~54歳	2,200円	4,400円	6,600円	8,800円	11,000円	13,200円	15,400円	17,600円
55~59歳	2,200円	4,400円	6,600円	8,800円	11,000円	(13,200円)	(15,400円)	(17,600円)
60~64歳	2,600円	5,200円	7,800円	(10,400円)	(13,000円)	{15,600円}	{18,200円}	{20,800円}
65~69歳	(3,300円)	(6,600円)	(9,900円)	(13,200円)	(16,500円)			
70~74歳	(4,300円)	(8,600円)	(12,900円)					

● ()内の金額は、継続契約の場合の掛金額です。

● { }内の金額は、医業収入が当組合の定める規定を満たす継続契約の場合の掛金額です。

※掛金は2016年8月1日における満年齢でご覧ください。また掛金には、運営費として一口あたり300円が含まれています。

受給された方の声

大腸ポリープ切除で2泊3日の入院

健診で大腸がん検査を受けたところ、潜血があり、大腸の内視鏡検査を受けました。その結果、大小2つのポリープが見つかりました。後日、内視鏡で切除してもらいました。『早期発見、早期切除』で本当に良かったと思います。

金曜日に手術を受け、2泊3日の入院となり、月曜日には診療再開することができました。短期間なので支払いの対象外と思っていたところ、事務局に問い合わせしてみると「制度改定で、入院は1日でも給付される」とのこと。支払った手術費用と入院費用以上の金額が戻っ

てきました。

加入当時、健康だけが取り柄だった私、事務局に勧められるまま休業保障制度に加入していましたが、今回の入院、それも1日目からの給付を受け、『加入してよかった』と実感しています。加えて、毎年の健康診断を受けることの大切さも痛感しております。

まだ加入されていない先生方には、万が一の「休業」への備えに『開業医共済休業保障制度』をお勧めいたします。

(50代 歯科開業医)

特定傷病等不担保特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、共済契約の締結の際、被共済者の健康状態が当組合の定める基準に適合しないときに、共済契約に付加して締結します。

第2条（特約による条件）

この特約に付加する条件は、当組合の定める基準に適合しない程度に応じて、次のいずれかの方法によります。

(1) 残存期間条件付加入

別表1の傷病名・症状名の告知があり、観血的療法（近視等のレーザー矯正手術等を含みます。）を行った場合、術後1年を経過するまでの残存期間には本症による休業については、共済金を支払いません。

(2) 3年の条件付加入

別表1の傷病名の告知があり、観血的療法を行っていない場合、治癒後3年未済または現症があっても治療を要せず通常診療可能のときは加入後3年以内の本症による休業については、共済金を支払いません。

(3) 2年の条件付加入

① 帝王切開分娩の告知があった場合、当該分娩後2年以内の妊娠による休業については、共済金を支払いません。

② 妊娠中の告知があった場合、当該妊娠およびそれに関わる合併症による休業については、共済金を支払いません。

2 別表2の傷病名・症状名の告知があった場合は、次の各号に掲げる休業については、共済金を支払いません。ただし、前項に掲げる休業については、その規定により共済金を支払います。

(1) 告知のあった傷病および別表2に定めるその関連傷病（以下「当該傷病等」といいます。）による休業

(2) 当該傷病等と医学上因果関係がある傷病による休業

別表1 一定の条件を付する傷病名・症状名

特定条項	告知のあった傷病名・症状名
第2条第1項第1号および第2号	① 鼠径ヘルニアおよびこれに準ずるもの
	② 無症状胆嚢ポリープ、無症状胆石症
	③ 慢性中耳炎、慢性副鼻腔炎（急性増悪および術後嚢胞を含みます）、肥厚性鼻炎
	④ 白内障（片眼）、乱視・近視（レーザー矯正手術等を行った場合）
第2条第1項第3号	⑤ 痔核、脱肛、痔ろう（肛門周囲炎）等
	⑥ 腱鞘炎、ガングリオン、ヒグローム等
	⑦ 帝王切開分娩
	⑧ 妊娠中

別表2 不担保にする傷病とその関連傷病

アロシ	告知のあった傷病名・症状名	関連傷病
□	1 不整脈、心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心臓喘息、冠動脈硬化症、その他の心臓疾患	心臓弁膜症、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、不整脈、心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心臓喘息、冠動脈硬化症、その他の心臓疾患
□	2 脳血管疾患	脳腫瘍、脳卒中、脳出血、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、脳軟化（脳梗塞）、もやもや病、その他の脳血管疾患
□	3 高血圧症、動脈硬化、動脈瘤、静脈瘤	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤、静脈瘤
□	4 リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）	リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
□	5 低血圧症	低血圧症
□	6 急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、鼠径ヘルニア、腹壁ヘルニア、その他の胃・腸の疾患	胃ガン、腸ガン、食道ガン、大腸ガン、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、鼠径ヘルニア、腹壁ヘルニア、その他の胃・腸の疾患
□	7 黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、その他の肝臓の疾患	肝臓ガン、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、その他の肝臓の疾患
□	8 胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、その他の胆嚢の疾患	胆道ガン、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、その他の胆嚢の疾患
□	9 急性脾炎、慢性脾炎、脾石症、脾腫、その他の脾臓の疾患	脾臓ガン、急性脾炎、慢性脾炎、脾石症、脾腫、その他の脾臓の疾患
□	10 痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲腫瘍	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲腫瘍
□	11 歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
□	12 肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症、肺膿瘍、肺梗塞、その他の肺の疾患	肺ガン、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症、肺膿瘍、肺梗塞、その他の肺の疾患
□	13 気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、その他の気管支の疾患	喉頭ガン、気管支喘息、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、その他の気管支の疾患
□	14 アレルギー性鼻炎、蓄膿症、慢性副鼻腔炎、鼻中隔湾曲症、その他の鼻の疾患	アレルギー性鼻炎、蓄膿症、慢性副鼻腔炎、鼻中隔湾曲症、その他の鼻の疾患
□	15 腎炎、慢性腎臓病、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、その他の泌尿器系の疾患	腎盂炎、ネフローゼ（症候群）、腎炎、慢性腎臓病、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、その他の泌尿器系の疾患
□	16 前立腺肥大、その他の男性器の疾患	前立腺ガン、前立腺肥大、その他の男性器の疾患
□	17 子宮ガン、乳ガン、卵巣ガン、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、その他の女性器の疾患	子宮ガン、乳ガン、卵巣ガン、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、その他の女性器の疾患
□	18 腎臓結石、尿管結石、膀胱結石	腎臓結石、尿管結石、膀胱結石
□	19 糖尿病	糖尿病、糖尿病合併症
□	20 痛風	痛風
□	21 バセドウ病、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、その他の甲状腺の疾患	バセドウ病、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、その他の甲状腺の疾患
□	22 貧血、その他の血液および造血器の疾患	白血病、悪性リンパ腫、貧血、その他の血液および造血器の疾患
□	23 腎結核	結核
□	24 伝染性肝炎、ウィルス性肝炎	伝染性肝炎、ウィルス性肝炎
□	25 細菌性心内膜炎	細菌性心内膜炎
□	26 淋病、梅毒、その他の性病	淋病、梅毒、その他の性病
□	27 髄膜炎、脳膜炎 自律神経失調症、その他の中枢神経系の疾患	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎 自律神経失調症、その他の中枢神経系の疾患
□	28 神経炎、神経痛、その他の末梢神経系の疾患	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、その他の末梢神経系の疾患
□	29 白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
□	30 慢性中耳炎、中耳炎、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、その他の耳の疾患	慢性中耳炎、中耳炎、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、その他の耳の疾患
□	31 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、頸部背部のその他の疾患	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、頸部背部のその他の疾患
□	32 急性化膿性骨髄炎、骨髄炎、その他の筋骨格系の疾患および結合組織の疾患	膠原病、急性化膿性骨髄炎、骨髄炎、その他の筋骨格系の疾患および結合組織の疾患
□	33 骨関節炎、関節内障、変形性関節症	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
□	34 頭部外傷後遺症、脳挫傷	頭部外傷後遺症、脳挫傷
□	35 アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、皮膚および皮下組織の疾患	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、皮膚および皮下組織の疾患

開業医共済休業保障制度・重要事項に関するご説明

契約概要のご説明

1. ご契約申込に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約申込をいただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、ご契約申込いただきますようお願いいたします。
2. 本書面はご契約申込に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約の内容は「開業医共済休業保障制度普通共済約款」（以下「約款」といいます）によって定まります。約款の詳細やご不明点については、取扱代理店までお問い合わせください。

1. 共済制度の仕組み及び引受条件等

(1) 共済制度の仕組み

開業医共済休業保障制度（以下「共済休保」といいます）は、ケガ又は病気になり被共済者が休業した場合、死亡又は高度障害に該当した場合に共済金をお支払します。

(2) 被共済者の範囲

被共済者としてご加入いただける方及び被共済者の範囲は次の通りとなります。

- ① 被共済者としてご加入いただける方
保険医協会・医学会員かつ開業医共済組合員又は賛助会員で、現在健康でかつ正常に医療に従事している 65 歳未満の保険医。
- ② 被共済者の範囲
1) 個人立医療機関の開設者又は共同経営者が共済契約者となる場合は、当該機関の開設者、共同経営者又は被雇用者
2) 法人医療機関の理事長又は管理者が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者又は被雇用者
3) 法人医療機関が共済契約者となる場合は、当該機関の理事長、管理者又は被雇用者
4) 勤務医が賛助会員として契約者になる場合は、勤務医本人

(3) 共済金の内容

- ① 共済金の種類と支払額
お支払いする共済金は次の表の通りです。詳細は約款（共済金の種類）をご参照ください。
- | 傷病給付金
(1口当たり) | 入院療養
自宅療養 | 1日 8,000円
1日 6,000円 |
|-----------------------|--------------|------------------------|
| 弔慰・高度障害給付金
(1口当たり) | 50万円 | |
- ② 共済金をお支払いする場合は次の表の通りです。詳細は約款（共済金の支払要件）をご参照ください。

傷病給付金	被共済者が傷病を被り、受療して休業した場合 ・入院は初日から ・自宅は5日以上連続して休業した場合、5日目から	1休業につき180日、通算で500日まで。 復業後の増進の場合は再休業とみなし通算を適用。但し精神疾患に係る場合は通算で180日
弔慰・高度障害給付金	被共済者が傷病を被り、その直接の結果として死亡又は高度障害が生じたとき 新規契約の共済期間の初日以降の傷病	新規契約の共済期間の初日以降の傷害及び初日から3ヵ月以降に発病した疾病

- ③ 共済金をお支払しない場合は「注意喚起情報のご説明」の3の通りです。
- (4) 共済のご契約期間
この共済の契約期間は、1年です。実際にご加入いただく契約期間につきましてはパンフレットにてご確認ください。

2. 共済契約の更新

共済休保は、共済期間の満了日までに次の場合を除き自動的に更新されます。

- ① 共済契約者から共済期間の満了日の14日前までに更新しない旨の所定のお申出がある場合
- ② 共済契約の効力を失っている場合
- ③ 被共済者が満75歳であるとき

3. 共済掛金等

- (1) 共済掛金
掛金は年齢により異なります。実際にご加入いただく掛金につきましてはパンフレット「掛金一覧表」にてご確認ください。
- (2) 掛金の払込方法
共済掛金の払込方法は月払とし、取扱代理店が定める日に、預金口座振替により払い込むものとします。本制度は領収証の発行をいたしません。
- (3) 配当金と無事故戻し
配当金及び無事故戻しはありません。
- (4) 解約返戻金
解約返戻金はありません。

4. 共済金の請求

共済事由が発生した場合は、取扱代理店を通じて開業医共済協同組合（以下「組合」といいます）にご連絡のうえ、それぞれ共済金の受取人は、約款別表3（請求書類）の必要書類をご用意いただき、取扱代理店を通じて組合へ共済金の請求の手続きを行ってください。

- 1) 傷病給付金の請求書は、休業終了後速やかに請求書を取扱代理店へ提出してください。但し、請求期間が長期（数ヶ月）に及んだ場合は暦月単位で請求してください。
- 2) 弔慰・高度障害給付金の請求書は、事由が発生した場合速やかに取扱代理店へ提出してください。
- 3) 共済金は、約款の規定（共済金の請求）による手続きを完了した日から30日以内にお支払いします。

- 4) 共済金のご請求の際、組合は、共済事由の内容について確認及び調査をさせていただくことがあります。但し、下記の場合は請求完了日からそれぞれの日数以内に共済金をお支払します。
ア) 医療機関による診断、鑑定等の結果照会 90日
イ) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果照会 180日
ウ) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査 60日
エ) 「お支払する場合」に該当した場合であっても、共済金受取人がその日の翌日以降3年以内に共済金のご請求手続きを行わなかったときは、お支払いできなくなります。
5. 共済掛金・共済金と税金
① 法人特約で「法人が掛金を支払い法人が共済金を受取る」の場合は、支払保険料として損金算入できます。特約なしで法人が掛金を支払う場合は給与科目で損金算入できます。
② 傷病給付金（自宅療養、入院療養）を被共済者ご自身が受け取れる場合には非課税です。法人受取は益金となります。
③ 弔慰給付金は生命保険金として取り扱われ、法定相続人1人につき500万円まで非課税になります。
④ 高度障害給付金をご自身が受け取れる場合には非課税です。

個人情報取り扱い

本制度運営にあたって、組合並びに取扱代理店は、契約申込書に記載の個人情報及び本制度の運営において入手する個人情報について本制度の運営・管理に必要な下記の範囲で取り扱います。

組合は、個人情報等、本制度の共済掛金の収納管理、共済制度の普及と共済契約申込者管理及び諸手続き（契約締結時の審査、共済金支払審査を含む）、各種問い合わせ及び依頼、その他本制度に関連・不随する業務のために使用します。また、それ以外の目的には使用しません。
なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き、組合において上記に準じて個人情報を取り扱います。

注意喚起情報のご説明

1. ご契約申込に際して、ご契約者にとって不利益になる事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約申込をいただく前に必ずお読みいただき、ご契約申込いただきますようお願いいたします。
2. 被共済者がご契約者と異なる場合は、この書面に記載の事項につき、必ず被共済者の方全員にもご説明ください。
3. 本書面はご契約申込に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約申込の内容は約款によって定まります。諸規程の詳細やご不明点については、取扱代理店までお問い合わせください。

1. ご契約申込の撤回等（クーリング・オフ）

保険業法第309条の準用により、この制度は契約期間が1年以下に該当しますので、クーリング・オフの適用は受けません。

2. 告知義務・通知義務等

- (1) ご契約申込時における注意事項
① 契約申込書の記載上の注意事項
ご契約申込の際は、契約申込書の記載内容を再度ご確認ください。ご契約者及び被共済者には、ご契約申込時に組合に重要な事項についてお申し出いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、組合に告知いただいたものとなります）。契約申込書に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、共済金をお支払できないことがありますのでご注意ください。
② 健康状況告知について
1) 被共済者の健康状況に関する質問事項に正確にご回答下さい。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、「告知書兼同意書」に、必ず被共済者ご自身でご記入の上、健康状況告知書質問事項回答欄に署名・押印ください。この質問事項に対するご回答としてご記入いただく内容は、公平な引受判断を行う上で重要な事項となります。万一記載事項に誤りがありますと共済金のお支払ができないことがありますのでご注意ください。
2) 健康状況告知の内容によってはご契約をお引き受けできない場合、又は特定の疾病・症状については共済金をお支払しないことを条件にお引き受けする場合がありますので予めご了承ください。
3) 「悪性腫瘍」「特定疾患」「精神疾患」については、当該疾病が治癒後5年以上経過していない場合はお引き受け出来ないことを予めご了承ください。
- (2) ご契約後における留意事項
① 通知義務等
ご契約内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店を通じて組合へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後に生じたケガや病気による就業不能や変更後に開始した就業不能、変更後の事故については共済金をお支払できないことがありますのでご注意ください。
1) 被雇用の理事長又は管理者になった場合
2) 複数の被共済者が新たに同一医療機関で診療することになった場合
3) 共済契約者又は被共済者は、診療（勤務）空白期間が生じるとき
なお、上記のご、ご契約書及び被共済者の住所、氏名、開業・勤務別、就業先などを変更される場合も、ご通知いただく必要があります。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

3. 共済金をお支払しない場合等

- ① 共済金をお支払しない場合は次の通りです。
1) 傷病給付金（自宅療養、入院療養）をお支払しない場合
ア) 被共済者が正常分娩または人工流産による休業
イ) 被共済者が整形外科手術の既往症に関わる抜針、抜釘、内固定材等の除去による休業
ウ) 被共済者が人工組織、人工臓器を用いたか、臓器移植を行った既往症に関わる置換手術による休業
エ) 傷病発生時に電話により医師の指示を受けて被共済者自ら治療した休業
オ) 第三者の医師に受療しないで柔道整復師等による施術のみを受けた休業
カ) 被共済者が主治医の治療方法に従わなかったとき
キ) 被共済者が麻薬、覚醒剤、睡眠薬、その他薬物等の常用及びこれを原因とする傷病による休業
ク) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変又は暴動を原因とする傷病による休業
ケ) 地震、噴火又はこれらによる津波その他これに類似する天災による休業
コ) 共済契約者、共済受取人又は被共済者の故意、重大な過失で生じた傷病による休業
サ) 被共済者の犯罪行為、闘争行為、刑の執行、拘留もしくは入監中に生じた傷病による休業
シ) 被共済者の酩酊状態を原因とする傷病による休業
ス) 被共済者の無免許運転中又は飲酒運転中の事故による休業
2) 弔慰・高度障害給付金をお支払しない場合
ア) 被共済者が新規契約の共済期間の開始時以後2年以内に自殺したとき、又は被共済者が故意もしくは自殺しようとして高度障害状態になった場合
イ) 被共済者の犯罪又は死刑の執行によって死亡したとき、または被共済者の犯罪によって高度障害になった場合
ウ) 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させた場合、又は高度障害状態にさせた場合
エ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変又は暴動を原因とする傷病により死亡または高度障害状態になった場合
- ② 重大事項による解除として、次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払できないことがあります。
1) 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が共済金を詐取する目的又は他人に共済金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたとき
2) 共済金の請求に関し、共済金受取人に詐欺行為があったとき
3) 上記のほか、組合の共済契約者、被共済者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、当該契約の継続を困難とする重大な事由があったとき

4. 特定傷病等不担保特約条項

被共済者のお体の状態によっては、他のご契約との公平性から、次の条件をつけてご契約をお引き受けする場合があります。
① 共済休保契約証書記載の残存期間条件付加入は、残存期間の本症による休業については、共済金をお支払いしません。
② 共済休保契約証書記載の3年の条件付加入は、加入後3年以内の本症による休業については、共済金をお支払いしません。
③ 共済休保契約証書記載の2年の条件付加入は、加入後2年以内の本症及び合併症による休業については、共済金をお支払いしません。
④ 共済休保契約証書記載の不担保にする傷病とその関連傷病加入は、当該傷病等と医学上因果関係がある傷病による休業については、共済金をお支払いしません。

5. 責任開始期及び共済掛金等

- (1) 共済契約上の責任
共済契約のお申込をいただき、組合がその共済契約のお申込を承諾したときは、共済期間の初日の午前0時に開始します。
(2) 掛金の払込方法
共済掛金の払込みは、口座振替によります。取扱代理店が指定する金融機関の預貯金口座を振替口座としてお決めいただきます。掛金をお支払いいただけない場合は、共済期間が始まった後であっても、共済金をお支払できないことがあります。
(3) 掛金の払込猶予期間等の取扱い
共済掛金は、毎月払込期日にお払いいただくことになっておりますが、取扱代理店が定める日の翌々月末までの共済掛金の払込み猶予期間を設けております。払込み猶予期間内にお払い込みがない場合、共済金の効力がなくなり（失効）、共済金をお支払できないことがあります。

6. 法人契約特約条項

法人契約特約条項を付加することにより、共済金の受取人は法人（契約者）とすることが出来ます。但し、共済金を被共済者又は遺族に支払うことの確認書を提出していただき、共済金請求の際に被共済者又は遺族に了承していただきます。

7. 共済解約と再契約について

ご契約の解約はいつでもできます。ご契約の解約については取扱代理店にお申し出下さい。解約日は解約様式の届出があった日の翌月1日となります。

なお、この共済休保は、保険医が相互に助け合って、将来の予せぬ事態に備えることを目的に作られた制度ですので、任意に共済契約を解約された被共済者の再度のご契約をお引き受けすることが出来ません。但し、約款の規定により再契約できる場合もあります。

8. お問合せの窓口

本制度に関するお問い合わせやご相談・苦情はパンフレットに記載の取扱代理店にご連絡ください。

ご挨拶とご契約のお勧め



開業医共済協同組合
理事長

三田 温

(長野県・耳鼻咽喉科開業)

第一線の医療現場で公的サービスを提供している開業医には、ひとたび病気やケガで自院の休業を余儀なくされたときに医業再開のための公的休業保障は何もありません。民間保険会社の休業保険商品は保険料が高く医業経営を圧迫し、医院継続が破綻しかねません。そのため、適切な保障制度を開業医の相互扶助で行う必要があることから、開業医共済協同組合を立ち上げ、復業を支援するための「開業医共済休業保障制度」の認可を得ました。

制度の運営にあたっては、投資のための株式・債券等のリスク資産での運用は行っておりません。また、役員報酬を無くし会議等も効率的に開催し経費を切り詰め、長期的に安定・安全運営できるよう努力しています。

その結果、2014年度の決算で当組合員に利用分量配当として30%を還元しました。また、当制度の健全性を示すソルベンシーマージン比率も2013年度の866%から1026%にアップし、支払余力も十分に確保しています。

当制度が発足してまだ6年目ですが、以上のような業績を上げてきた背景には、当制度の優位性が保険医協会・保険医会の先生方に伝わり、契約者が着実に増加していることが挙げられます。つきましては、まだご契約していない先生方は是非ご検討頂ければ幸いです。

開業医共済協同組合について

- 1 共済制度を利用しようとする組合員及び組合員の医療機関に勤務する医師、歯科医師で構成します。開業医共済協同組合加入には各県保険医協会・医会会員であるとともに1口5,000円以上(口単位)の出資金、勤務医の場合は2,000円の賛助金が必要です。
- 2 当共済組合設立の中心となった保険医協同組合(事業協同組合・保険医協会が母体)は、開業医経営支援の実績があり、共同購買やその他の共済事業等をもって開業医の経営、生活支援を行っています。
- 3 開業医共済協同組合並びに開業医共済休業保障制度は総代会・理事会・委員会(共済制度推進委員会、審査委員会、内部統制委員会)・事務局(常設事務局と委員会を補佐する事務局小委員会)を設置し運営しています。
- 4 開業医共済休業保障制度の運営にあたっては、保険数理の専門会社と契約し、制度の健全性を確保しています。
- 5 年度決算の上、剰余金が発生した場合、総代会の議決を経て組合員に対し利用分量配当を行うことがあります。初年度の2010年度より5期連続で「利用分量配当」を行っています。

配当実績 2010年度:24% 2011年度:32% 2012年度:3% 2013年度:35% 2014年度:30%

【個人情報の取り扱いに関する注意事項のお知らせ】

本制度運営にあたり、開業医共済協同組合ならびに取扱代理店は、申込書に記載の個人情報及び本制度の運営において入手する個人情報について、本制度の運営・管理に必要な下記の範囲で取り扱います。

開業医共済協同組合は、個人情報を本制度の掛金の収納管理、共済制度の普及と共済契約申込者管理及び諸手続き(契約締結時の審査、共済金支払審査を含む)、各種問い合わせ及び依頼、その他本制度に関連・付随する業務のために使用します。なお今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き開業医共済協同組合において上記に準じて個人情報を取り扱います。

お申し込み・お問い合わせは下記各県の取扱代理店へ

青森県 青森県保険医協同組合
青森県保険医協会
Tel(017)763-5820 Fax(017)763-5821

福島県 福島県保険医協同組合
福島県保険医協会
Tel(024)531-1151 Fax(024)531-1153

新潟県 新潟県保険医協同組合
新潟県保険医協会
Tel(025)245-6171 Fax(025)245-6172

福井県 福井県保険医協同組合
福井県保険医協会
Tel(0776)21-1660 Fax(0776)21-1649

長野県 長野県保険医協同組合
長野県保険医協会
Tel(026)223-0345 Fax(026)223-0333

鳥取県 鳥取県保険医協同組合
鳥取県保険医協会
Tel(0859)24-3064 Fax(0859)24-3066

岡山県 岡山県保険医協同組合
岡山県保険医協会
Tel(086)274-9131 Fax(086)274-8223

山口県 山口県保険医協同組合
山口県保険医協会
Tel(083)972-2250 Fax(083)974-5771

大分県 大分県保険医協同組合
大分県保険医協会
Tel(097)568-0047 Fax(097)568-0073

開業医共済協同組合 Tel (026) 217-6600 Fax (026) 217-6627

〒380-0928 長野県長野市若里1-5-26 長野県保険医会館